

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当該取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年12月13日から施行する。</p>	<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当該取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p>

株券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(公開買付期間中における取引参加者の自己買付け等)</p> <p>第49条 証券取引法施行令(昭和40年政令第321号)第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等は、当取引所の市場における次の各号に掲げる株券コールオプションの買付けとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年12月13日から施行する。</p>	<p>(公開買付期間中における取引参加者の自己買付け等)</p> <p>第49条 証券取引法施行令(昭和40年政令第321号)第12条第2号及び同第14条の3の7第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等は、当取引所の市場における次の各号に掲げる株券コールオプションの買付けとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>